岐阜県PTA

H29. 7. 18

岐阜県PTA見舞金給付会事務局 岐阜市北八ツ寺町7

2 058-262-3257 Fax 058-262-3259 E-mail: info@g-pta.com 月・火・木・金 10:00~13:00

かが判明しにくいため、学校 へ確認書を取り付け判断する ことが多い。

賠償責任を問われる?問われ ない?

第1回の審査会で、委託保 険会社の方から事例に基づい た説明がありましたので、お 知らせいたします。

【事例1】資源回収で空きビ ンを回収したため、車内が液 漏れによって汚れた。



⇒予め、回収物品については、 知らされている。取扱中にビ ニル袋が破れたりして、洗浄 してないビンの汚れが付着す ることも予測できる。車の使 用者は敷物をしておくなどの 予防対策をしておくことが重 要になる。車内が汚れたこと が、PTA管理者(=PTA 会長)の責任とはなりにくい。

【事例2】環境整備作業中、 草刈り機の跳ね石によって他 の会員の車に傷が付いた。

⇒業者は 草刈り作 業で移動 式の防御 シート等 を使用し 事故防止 に努めて



いる。自分の身を守るための 作業服やメガネ等を着用する のと同様、他人や他人の物も 傷つけないようにする対策が 求められる。せめて、作業場 所付近の車は移動しておく必 要がある。これも、直ちにP TA管理者(=PTA会長) の責任とはなりにくい。

【PTA24保険に関する事例】

【事例1】複数の児童生徒が キャッチボールをしていて、 隣家の窓ガラスを割った。



⇒投げた者が悪いのかキャッ チできなかった者が悪いのか など「過失割合」を判断する ことが難しい。賠償責任額を 人数で等分することになる。

【事例2】放課後、一緒に野 球をして遊んでいた。打者が 振ったバットがすっぽ抜けて 次打者に当たり、ケガをさせ

⇒遊びでなくても、同じスポ ーツ(=運動)をしていた者 への賠償責任は原則生じない。 PTAでは、バレーボールの 試合中(=練習中も含む)の ケガが多いが、相手に損害賠 償責任を問うことはできない。 しかし、学校の体育の時間中 の事故やスポーツ少年団での 運動中の事故については、学 校やコーチに責任が生じるこ ともある。

【事例3】学校で、ケンカや いじめ等によってケガをした。 学校の休み時間中に、ふざけ ていて器物を損壊させた。

⇒一般の保険では、喧嘩闘争 行為は不担保となっているが、 PTA24保険では対象として いる。しかし、当事者の責任 能力、手出しの後先などで, もめる場合が多い。このよう な場合、学校の確認書を取り 付け判断することになる。ま た、器物損壊の場合も、当事 者の話だけでは、故意か過失

「給付会アンケート」へのご 協力、お願いします

昨年度実施しました「給付 会についてのアンケート」を 今年度も実施いたします。県 内全ての国公立小・中学校か ら回答をお寄せいただき、昨 年度との比較・考察等を行い ます。結果については、9月 末頃に公表させていただく予 定です。

自転車による損害賠償責任が 問われる事故が多発していま す。

- ①車の横を通る際、接触しド アミラーを破損させた。
- ②マンションから出て来た人 にぶつかり、ケガをさせた。
- ③自転車同士の衝突により、 相手が転倒し頭を打撲した。



年間保険料も格安となって いますので、『PTA 24 保険』 への加入をご検討ください。 (詳細については、取扱代理 へお問い合わせください)

今号は「賠償事故」に関わ る特集を組みました。『給付会 便り』に掲載して欲しい内容 やご意見等をお寄せください。

例年、夏休み期間中のPT A活動中の災害(傷害・賠償 事故) が多いです。事故防止 に万全の備えを!